

## 計画運休に関して議論

10月12日、台風19号接近に伴い、JR東海管内のみならずJR他社や私鉄各線で計画運休が実施されました。新たな取り組みであり、勤務、安全面で多くの問題が発生しています。

地本は、「申6号 計画運休に関する申し入れ」を行い、2月6日業務委員会を開催。会社と議論してきました。

回答と主な議論については以下の通りです。

### 《申し入れと回答》

1. 計画運休が予定されている当日の出勤について。

(1) 計画運休により出勤できない場合の勤務認証等、取り扱いを明らかにすること。

【回答】 出勤に当っては、安全最優先の考えに基づき、気をつけて出勤するように指示しており、結果的に出勤できなかった社員については、障害休暇を付与する等、適切に対応している。

(2) 出勤後、計画運休により乗務列車が運休した場合の勤務について明らかにすること。

【回答】 業務上の必要がある場合は、就業規則第55条に基づき、指定した勤務を変更することがある。計画運休により、労働しなかった時間は、特段指示がない限り労働時間外となる。労働時間外となることを指示することにより、勤務実績が基礎労働時間に達しない場合でも、基本給を減額しないことから、社員に不利益はないものと考えている。

(3) 通常、前泊が必要ない行路への前泊の強要は行わないこと。

【回答】 一般論として、予想される気象状況から前泊を提案することはあるかもしれないが、強要したような事実はない。

(4) 台風接近最中に「何が何でも出勤せよ」と強要することはやめること。

【回答】 安全最優先の考えに基づき、気をつけて出勤するように指示しており、そのような事実はない。

(5) 当日(10月12日)が日勤行路の乗務員に対して「年休か特休で休んでください」との現場管理者からの発言は、これは指示なのか、懲憑なのか、お願いなのか明らかにすること。

【回答】 懲憑であり本人の同意を得ている。事実、懲憑を断り出勤した社員も居ることから、強要でも指示でもない。

2. 勤務終了者の取り扱いについて。

(1) 計画運休が予定されている場合、アケ等、勤務終了者については、列車運転中に自区に帰着することを基本とすること。

【回答】 台風の進路や、線路設備の点検等に応じた線区ごとの対応に加えて、乗務員の通勤形態にも左右されるため、状況に応じて、可能な限りの対応を行っている。

(2) 計画運休が予定されている場合、アケ等、勤務終了者が帰宅出来るよう手配すること。

【回答】 列車の運行状況により異なるが、状況に応じて、可能な限り帰宅できるよう配慮を行っている。

3. 台風 19 号では、JR東日本長野新幹線車両センターが浸水し、取り残された社員が自衛隊に救出される事態が発生した。避難指示を無視して居残っていたとも聞く。

避難指示が出された場合の避難への考えを明らかにすること。

【回答】 警戒レベル等を含めた様々な情報から、社員や関係者の安全を第一に考えた上で、適宜、適切に対応していく。

### 《主な議論》

組合：「帰宅できるよう配慮」の回答があった。良いことだと思う。

会社：列車が動かなくなった場合でも帰宅して頂いた事をもって分かって頂けると思う。

組合：タクシーや公用車を使って帰宅させた実績は把握しているが、ホテルを手配した場面もあったと聞いている。その判断は現場が行うのか。

会社：その件は承知している。現場長の判断である。

組合：なるべく帰宅させるように。

会社：了解。

組合：障害休暇を付与した場面はあるのか。

会社：付与した社員はある。

組合：指示に基づき出勤して労働時間外になるのはおかしい。「待機」になるのではないのか。

会社：労務の提供が有るか無いかである。

組合：今回はどう扱ったのか。

会社：一律ではない。労働時間外を指示されたとしても不利益にはならない。待機を指示した場面もある。

組合：避難について、もう少し突っ込んだ回答が欲しい。例えば、浸水について把握しているのか。

会社：ハザードマップを見て把握している。状況に応じてということになる。

組合：その状況判断が一番難しい。現場の声を大切にして欲しい。

会社：社員や関係者の安全を第一に対応していく。

以 上